◇農林水産省組織令の一部を改正する政令（政令第一二二号）（農林水産省）

1　特殊土壌地帯の災害の防除及び振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関する農林水産省農村振興局の所掌事務の特例の期限を五年延長し、平成三四年三月三一日とすることとした。（附則第四条関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇国土交通省組織令等の一部を改正する政令（政令第一二三号）（国土交通省）

一　国土交通省組織令の一部改正関係

1　都市局及び同局都市安全課の所掌事務を変更することとした。（第七条及び第八四条関係）

2　総合政策局情報政策課及び行政情報化推進課の所掌事務を変更することとした。（第五一条及び第五二条関係）

3　土地・建設産業局建設市場整備課の所掌事務を変更することとした。（第八〇条関係）

4　航空局総務課、航空ネットワーク部航空ネットワーク企画課、航空事業課及び首都圏空港課、安全部安全企画課並びに交通管制部交通管制企画課及び管制技術課の所掌事務を変更することとした。（第一六五条、第一六六条、第一六八条、第一七二条、第一七三条、第一七八条及び第一八一条関係）

5　航空局航空ネットワーク部に国際航空課、空港計画課、空港技術課及び空港業務課を置くこととした。（第一六七条及び第一六九条～第一七一条関係）

6　国土政策局等の所掌事務の特例等を変更することとした。（附則第二条、第七条及び第八条関係）

二　国土審議会令の一部改正関係

特殊土壌地帯対策分科会の設置期限の延長を行うこととした。（附則第二条関係）

三　交通政策審議会令の一部改正関係

航空分科会の庶務を担当する課を変更することとした。（第九条関係）

四　施行期日

この政令は、平成二九年四月一日から施行することとした。

◇独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令及び沖縄の復帰に伴う文部省関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部を改正する政令（政令第一二四号）（文部科学省）

一　独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令の一部改正関係（第一条関係）

1　専修学校（高等課程に係るものに限る。以下同じ。）の災害共済給付について、給付基準、共済掛金の額等を定めることとした。

2　保育所等（改正後の独立行政法人日本スポーツ振興センター法（以下「法」という。）附則第八条第一項各号に掲げる施設をいう。以下同じ。）の災害共済給付について、共済掛金の額及び保育所等の管理下である場合を定めるとともに、必要な規定を準用することとした。

二　沖縄の復帰に伴う文部省関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部改正関係（第二条関係）

沖縄県における独立行政法人日本スポーツ振興センターの共済掛金に関する特例の対象に、沖縄県に所在する専修学校及び保育所等の災害共済給付に係る共済掛金を加えることとした。

三　施行期日等（附則関係）

1　平成二九年度の専修学校並びに法附則第八条第一項第二号、第五号及び第六号に掲げる施設の災害共済給付に係る共済掛金の支払期限を七月三一日までとすることとした。

2　この政令は、平成二九年四月一日から施行することとした。

◇独立行政法人日本学生支援機構法施行令の一部を改正する政令（政令第一二五号）（文部科学省）

1　独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）が貸与する第一種学資貸与金の貸与を受ける者が選択できる月額を追加等することとした。（第一条関係）

2　機構が支給する学資支給金の額について、学校等の種別及び通学形態の別等を考慮し、月額二万円から四万円等とすることとした。（第八条の二第一項、第二項及び第三項関係）

3　満一八歳になる日の前日において、児童福祉法（昭和二二年法律第一六四号）の規定により里親に委託されていた者又は児童養護施設に入所していた者等については、入学した月の学資支給金の月額は、二の月額に二四万円を加えた額とすることとした。（第八条の二第四項関係）

4　この政令は、平成二九年四月一日から施行することとした。ただし、1は、平成三〇年四月一日から施行することとした。

◇過疎地域自立促進特別措置法施行令の一部を改正する政令（政令第一二六号）（総務省）

1　過疎地域自立促進特別措置法（平成一二年法律第一五号。以下「法」という。）の過疎地域の要件として新たに追加された人口要件及び財政力要件に該当する市町村について、過疎地域の市町村から除かれる基準として法第二条第一項に規定する政令で定める金額は、四〇億円とすることとした。（第一条関係）

2　新たに追加された過疎地域の要件に係る沖縄の統計法により行われた国勢調査の結果による市町村人口は、法第二条第一項各号に規定する国勢調査の結果による市町村人口とみなすものとした。（第二条関係）

3　新たに追加された過疎地域の要件に係る財政力指数並びに人口減少率、高齢者比率及び若年者比率の算定方法を定めるものとした。（第三条関係）

4　市町村の廃置分合等があった場合における新たに追加された過疎地域の要件に係る財政力指数の算定基準となる基準財政収入額及び基準財政需要額並びに人口の算定方法を定めるものとした。（第四条関係）

5　法第一二条第一項第二四号の政令で定める施設として次に掲げる施設を追加するものとした。（第六条第六項第一〇号及び第一一号関係）

㈠　市町村立の中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の学校給食の実施に必要な施設及び設備

㈡　公立の小学校、中学校若しくは義務教育学校又は市町村立の高等学校、中等教育学校若しくは特別支援学校の教員又は職員のための住宅

6　この政令は、平成二九年四月一日から施行することとした。

◇関税定率法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（政令第一二七号）（財務省）

1　関税定率法等の一部を改正する法律の施行に伴い、次により関係政令の整備を行うこととした。

㈠　外国貿易機等が入港する際に報告しなければならない旅客等に関する事項の報告時期を前倒しするとともに、外国貿易機が入港する際に報告しなければならない積荷に関する事項を拡充するほか、外国貿易機等が出港する際の報告事項等を定めることとした。（関税法施行令第一三条～第一八条の二関係）

㈡　犯則事件の調査及び処分に係る手続について、許可状請求書の記載事項等を定めるほか、所要の規定の整備を行うこととした。（関税法施行令第九章関係）

㈢　農林漁業用Ａ重油の暫定税率を廃止し、基本税率により現行の水準（無税）を維持することとしたことに伴い、無税を適用する農林漁業用Ａ重油の証明方法等の規定を、関税暫定措置法施行令から関税定率法施行令に移行することとした。（関税定率法施行令第五七条～第六一条の二及び第七三条並びに関税暫定措置法施行令第六条、第三三条及び第三三条等関係）

㈣　革製の自動車用腰掛けの部分品を加工再輸入減税制度の対象から外したことに伴い、同制度の適用を受ける原材料等に関する規定から、革製の自動車用腰掛けの部分品に係る条項を削除することとした。（関税暫定措置法施行令第二〇条第七項及び第八項関係）

2　尾鷲港を開港から削除するとともに、新石垣空港を税関空港に指定することとした。（関税法施行令別表第一～別表第三関係）

3　違約品等を再輸出等する場合の関税の払戻し等に係る手続について、保税地域への搬入期間の延長の承認申請書の提出先に輸出申告税関を追加する等の規定の整備を行うこととした。（関税定率法施行令第五六条の二等関係）

4　特別緊急関税制度について、オーストラリアを原産地とする飼料用麦の輸入基準数量の算出等に関する所要の規定の整備を行うこととした。（関税暫定措置法施行令第一四条関係）